

令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議

日時：令和2年11月6日（金）午後2時～

場所：豊田市役所 南74委員会室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和2年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

4 令和2年度協議会 第1回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

5 議事内容

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について（報告）

本資料(P.3)、別添資料1

(2) とよた市民後見人の養成・共働について

・とよた市民後見人養成講座について（報告）

本資料(P.4～6)

・とよた市民後見人の受任体制について（協議）

別添資料2

(3) 令和2年度豊田市成年後見支援センター中間実績について（報告）

本資料(P.7～8)

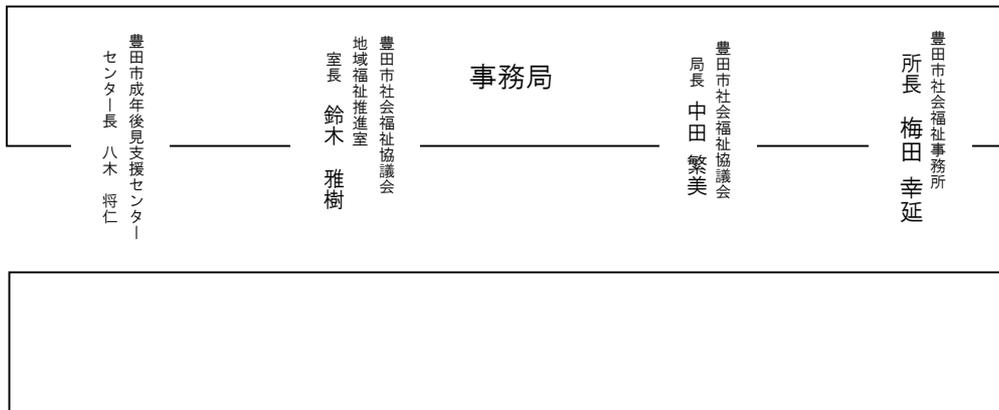
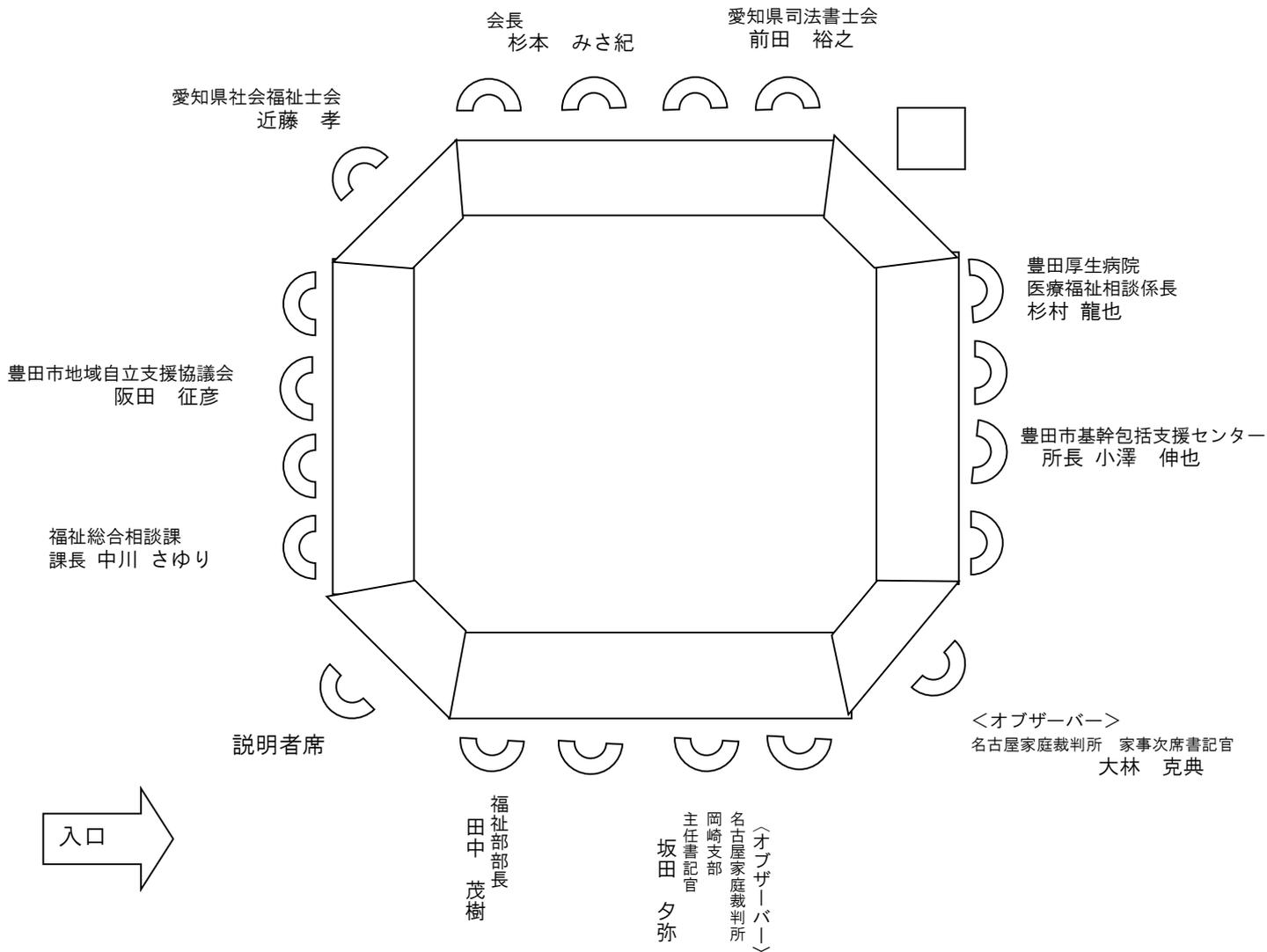
<送付資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 協議会設置要綱
- ④ **本資料** 第2回会議本資料
- ⑤ **別添資料1** 計画の進捗管理について
- ⑥ **別添資料2** とよた市民後見人の受任体制について
- ⑦ 意見書および日程調整票 ※委員のみ

令和2年11月6日(金)午後2時～4時
豊田市役所 南74委員会室

令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議

席次表



豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

(委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて定めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議・本資料

令和2年11月6日（金）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

1	令和2年度の協議会の進め方について	P. 1
2	令和2年度協議会 第1回会議における意見の整理について	P. 2
3	豊田市成年後見制度利用促進計画について	P. 3 【別添資料1】
4	とよた市民後見人の養成・共働について	P. 4～6 【別添資料2】
5	令和2年度豊田市成年後見支援センター中間実績について	P. 7～8

第1回 5/22開催予定分 (書面開催)

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度～令和4年度の進捗管理
について

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生(令和元年度修了生)のバンク
登録について
- ・令和2年度の講座スケジュールについて

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度実績報告

第2回 11/6

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・重点取組項目に関する進捗報告

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生及び講座に関する状況報告
- ・とよた市民後見人の受任体制について

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度中間実績の報告

第3回 2月頃

① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度の取組報告
- ・次年度以降の進捗管理について

② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・次年度講座開催に向けたスケジュール、
取組手法、周知方法等の検討

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度実績見込みの報告
- ・令和3年度センター事業計画の承認

豊田市成年後見制度利用促進計画について

○広報・啓発について

- ・制度の利用促進と支援体制の充実は連動したものでなければならない。偏ることなく推進していくことが重要。
- ・関係機関への周知も重要であるが、特に**地域住民への広報**活動を粘り強く継続していく。
- ・医療機関や施設では現在も身元保証人を求める傾向にある。各事業所に制度の周知を行う際には、成年後見人と身元保証人との**違いや、カバーできる範囲**を明確にしつつ説明を行う。

○その他

- ・「SDGs」（持続可能な社会になるような仕組み）を念頭に取組を進めていく。
- ・高齢者、障がい者虐待の対応手段として後見制度を活用した場合、後見人選任後市の対応は終了とするのではなく、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて介入を行う等、**チームとして対応を継続する体制づくり**を意識する。

とよた市民後見人の養成・共働について

- ・社会貢献活動をしたい民間企業、商工会議所、労働組合等の社会貢献担当窓口へ周知することで、**企業等を巻き込んだ意識啓発**を行う。
- ・**とよた市民後見人やバンク登録者の活躍の場**について、どのように展開していけるか検討を続ける。

豊田市成年後見支援センターについて

- ・くらし応援資金について、一般市民や各種団体にむけて広報と協力依頼を行う必要がある。また「権利擁護」とは具体的に何をするのか、**寄付の使い道を明確にした周知活動**を行う。
- ・実績報告時には、何のためにその事業、業務を行ったのかについて改めて振り返り、協議会にて確認する。
- ・他制度を活用した支援等により本人の生活が守られる場合、成年後見制度の利用が本当に必要なのか精査するためにも、障がい相談支援事業所や地域包括支援センター等**支援者の横のつながりを強化し、情報共有**を行っていく。

(1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について

【別添資料 1】 参照

○令和2年11月5日現在、2名のとよた市民後見人が活躍しています。（バンク登録者16名）

	審判日	事案概要
第1号	7/21	老人保健施設に入所中の認知症高齢女性。女性の市民後見人が着任。
第2号	8/28	障がい者施設に入所中の知的障がいのある40代女性。女性の市民後見人が着任。
	審判待ち	障がい者グループホームに入所中の知的障がいのある20代女性。
	審判待ち	老人保健施設に入所中の認知症高齢男性。



○フォローアップ研修の一環として、一期生の方も講座を受講しています

○事前説明会

日時：令和2年8月22日（土）13：30～

参加者：27名（男性7名、女性20名）

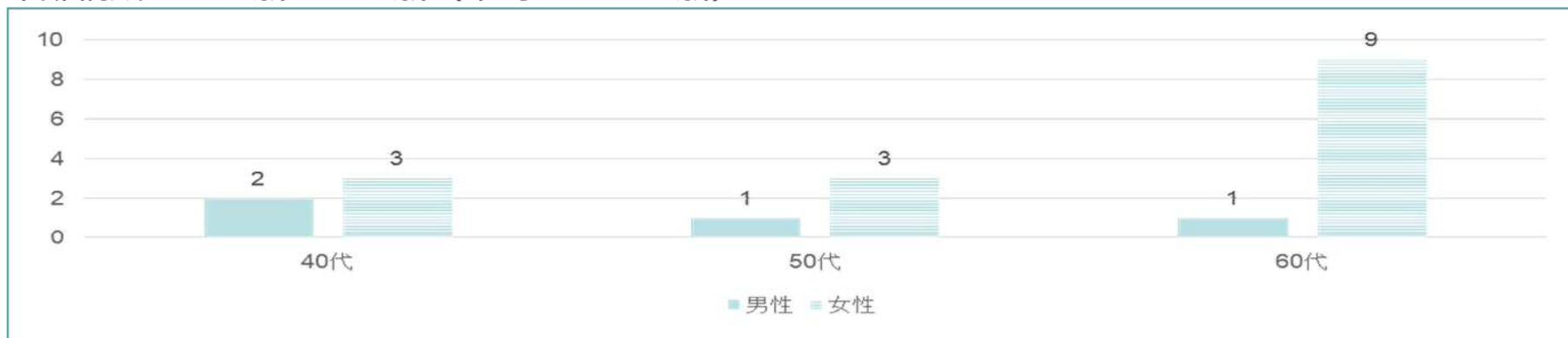
○令和2年度とよた市民後見人養成講座

基礎講座：令和2年9月5日（土）～11月28日（土）のうち10日間【7日間の日程が終了】

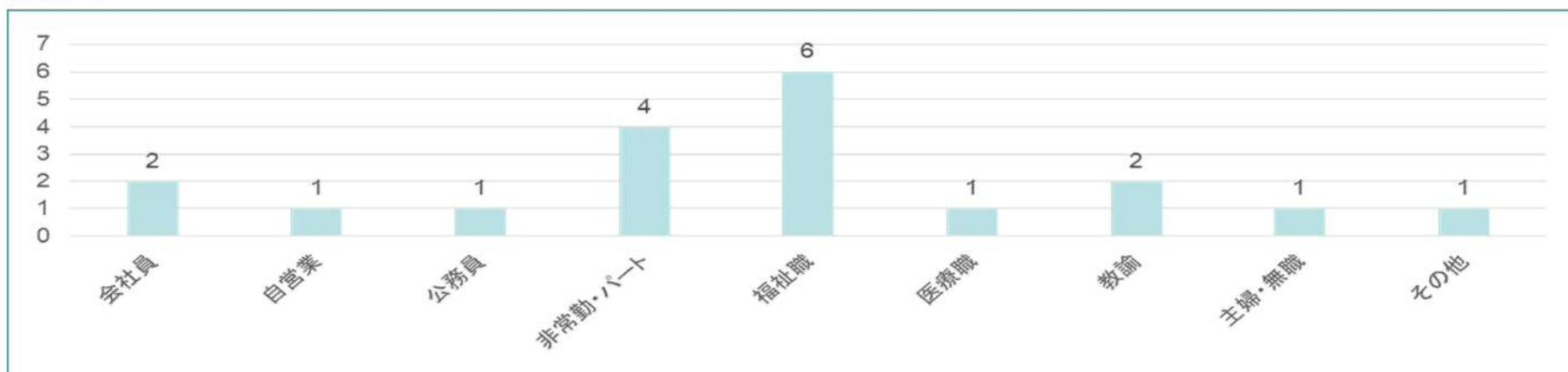
実務講座：令和2年12月12日（土）～3日間

受講状況：19名

①年齢構成 46歳～69歳（平均57.8歳）



②職業等



(2) とよた市民後見人の受任体制について

【別添資料 2】 参照

<広報業務>

出前講座や関係機関向け研修会を通じ、成年後見制度及びセンター機能の普及啓発を行った。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前講座予定通り行うことが出来なかったが、講座で使用する資料（パワーポイント）等を見直し、より分かりやすい資料に作り替えた。

<相談業務>

後見制度に関する相談支援を行うほか、適切な支援機関に相談をつなげた。

- ・新規相談は124件。関係機関からの相談件数は主に包括13件、病院16件、行政7件であった。
- ・特に障がい相談支援事業所からの相談が増加しており、前年度の2倍以上となった。

<利用促進業務>

豊田市・専門職・関係機関と連携し、権利擁護が必要な方が成年後見制度につながるよう体制整備を行った。

- ・とよた市民後見人バンク登録者16名のうち、2名が市民後見人として受任した。
- ・令和2年度とよた市民後見人養成講座を19名が受講。今年度は社会福祉法人へのPR活動に力を入れたこともあり、6名が福祉関係者であった。

<後見人支援業務>

親族後見人や専門職後見人が相談しやすい環境を整えた。

- ・親族後見人等のための法律専門職による相談会を7月より実施。1枠30分であった相談時間を1時間に変更し、手厚い相談を受けられるように整備した。

<法人後見業務>

社会福祉協議会として複合的な問題を抱える世帯、頻回な支援が必要な方等の法人受任を行った。

- ・新たに5名の方の受任を開始。現在は41名の方を受任し、支援している。
- ・身上保護に重点を置き、関係機関と連携しながら本人の意思決定の尊重に努めている。

令和2年度豊田市成年後見支援センター中間実績について（上半期数値）

<広報業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	R2年度上半期実績値			
出前講座（回）		38				20	3			
市民講座（回）		0				1	0			
専門職との勉強会（回）		14				12	6			
<相談業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度上半期実績値			
相談支援		236件・延べ3,225回				250件	124件・延べ1,832回			
内訳	区分	認知	知的	精神	他	—————	認知	知的	精神	他
	対象者（名）	125	14	38	59		72	15	13	24
<利用促進業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度上半期実績値			
申立支援（名）		107				100	69			
定例会（回）		12				12	6			
<後見人支援業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度上半期実績値			
後見人支援（件）		73				—————	44			
チーム会議の開催（回）		53				70	35			
専門職相談会利用者（名）		—————				—————	6			
<法人後見業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度上半期実績値			
受任件数（名）※年度末		39（延べ48）				50	41（延53）			

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→		
						障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→		
						支援者 専門職	研修参加	→	→		
		<p><令和2年度の取組ポイント> 支援者（地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等）向けの研修を年2回開催予定。構成として第一部を成年後見制度に関する講義、第二部を取組番号4の目安作成と関連付け、「どのような場面で、どのような判断基準で後見支援センターにつなぐべきか」について多職種で検討するワークショップ形式を想定。</p>									
		<p><令和2年度の中間報告> 当初、年2回想定していた関係者向け研修について、新型コロナの影響により開催手法を変更。年1回とし、下半期に地域包括支援センター職員向けの研修を基幹包括支援センターと連携して開催予定。内容について、取組番号4の目安作成と関連付けた研修内容となるよう、調整を行う。</p>									
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け講座の継続実施	わかりやすい版を活用した 出前講座の継続実施	→	→	
						専門職 支援者	市民向け講座への参画	→	→		
						市民	市民向け講座への参加	→	→		
		3	基礎	金融機関向け研修の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→		
						高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→		
支援者からセンターにつながる仕組みづくり	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→		
						障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力 要請を行うことの承諾	活用開始	→		
						専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→		
		<p><令和2年度の取組ポイント> 取組番号1の支援者・専門職向け研修にて、後見支援センターと支援者中心に多職種で内容について検討。高齢分野、障がい分野、専門職それぞれの視点から後見支援センターと支援者の適切な役割分担のあり方の整理を行いつつ、実践的な目安を目指す。</p>									
		<p><令和2年度の中間報告> 取組番号1と関連付け、下半期において目安の内容について検討を行う。</p>									

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	5	基礎	多機関合同事例検討会の開催	開催回数(回)	後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→		
		6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数(回)	福祉総合相談課 支援者	検討会への参画	→	→		
						後見支援センター	相談対応の継続実施	→	→		
		7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討 (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力	→	→		
						福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用つなげる目安活用開始		
		<p><令和2年度の中間報告> 令和2年4月に消費生活センターへのヒアリングを実施。権利擁護が必要と思われる相談事例について意見交換を行うとともに、次年度目安や連携の仕組みについて整理を行い、令和4年度には目安や仕組みを活用し、連携体制の確立を目指していく。</p>									
		成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築		8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数(回)	後見支援センター	継続対応	→	→
9	基礎			日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数(件)	福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→		
						後見支援センター 支援者	移行調整の継続実施	→	→		
10	懸案			高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	-	福祉総合相談課 後見支援センター	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討		
<p><令和2年度の中間報告> 令和2年度においては、現行の虐待対応を継続する。</p>											
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	開催回数(回)	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	受任調整会議の継続実施	→	→		
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	対応回数(回)	後見支援センター	申立支援の継続実施	→	→		
						市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→		
13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数(件)	福祉総合相談課 後見支援センター	継続実施	→	→				

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	多様な主体が権利擁護支 援に携わることのできる環境 づくり	14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市 民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利 擁護支援活動を支える 仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組 みの充実	講座の方向性と仕組み の運用についての見直し		
						市民 支援者	講座及び仕組みへの参 画	→	→		
		<p><令和2年度の取組ポイント> 令和2年度とよた市民後見人養成講座を開講。令和3年度までは毎年開講し、令和4年度にターゲットや内容について見直しを行う。また、権利擁護支援活動を支える仕組みとして社会福祉協議会が設置した「暮らし応援資金」について、効果的な周知方法を検討するとともに、スムーズな運用ができるよう体制整備を図る。</p>									
		<p><令和2年度の中間報告> 令和2年度とよた市民後見人養成講座を、9月5日（土）より開催中。今年度は19名の受講となった。（※詳細は議事内容（2）） 暮らし応援資金については、下半期に社会福祉法人や企業などへのチラシ配布による周知活動を実施予定。</p>									
		15	基礎	法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実 施体制の確立	受任件数 (件)	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→		
		16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数 (件)	福祉総合相談課	継続実施	→	→		
		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対 応策の検討 (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課	-	後見支援センター 福祉総合相談課	課題整理・解決手法の 洗い出し	対応策の検討・実施	→		
総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	社会福祉法人等との連 携策に関するヒアリング 等への協力					検討への参画及び実施 における協力	→				
<p><令和2年度の中間報告> 新たな後見活動の担い手確保に向け、社会福祉法人連携推進法人の活用などを想定した場合の課題の洗い出しやメリット、デメリットの整理を行った。 今後、社会福祉法人等へのヒアリングを行い、対応策を検討していく。</p>											

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	後見人等支援の充実	18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	開催回数(回)	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→	
						市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→	
		<p><令和2年度取組ポイント> 今年度より、親族後見人と市民後見人に向けた専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施。就職時報告、定期報告時の書類記入の仕方や、後見活動における専門職からの助言を得る機会を定期的に設けることで、親族後見人や市民後見人が不安なく活動しやすい環境を整備する。</p>								
		<p><令和2年度中間報告> 令和2年7月より、専門職（弁護士、司法書士）による、後見人のための相談会を月1回ずつ開催している。現状、親族後見人や市民後見人からの相談実績はないが、市民後見人の活動が本格化してきた際には活用が見込まれる。また、親族後見人にも活用してもらえるよう、周知に力を入れていく。</p>								
		19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課	-	福祉総合相談課 後見支援センター 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理	対応策の検討	実施	
					課題整理に関するヒアリング等への協力	課題を踏まえた対応策の検討	実施・運用			
<p><令和2年度取組ポイント> 送付先変更手続きについては、成年後見人等実務者より手続きが煩雑であるとの意見を多く頂いている。送付先変更に係る手続きの簡素化を図るため、後見人等からのヒアリングや関係課との調整を行い、後見人等の負担軽減を図るべくまずは部内での検討を進めていく。</p>										
<p><令和2年度中間報告> 成年後見人就任時の送付先変更について、関係各課にヒアリング実施。税関係課ですでに行われている取組や特別定額給付金の送付先変更の実績を踏まえて、今後実現可能な簡素化について引き続き検討を行っていく。</p>										
20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	対応回数(回)	後見支援センター	継続実施		→	→		
				専門職 支援者 市民	センターの活用、支援における協力		→	→		

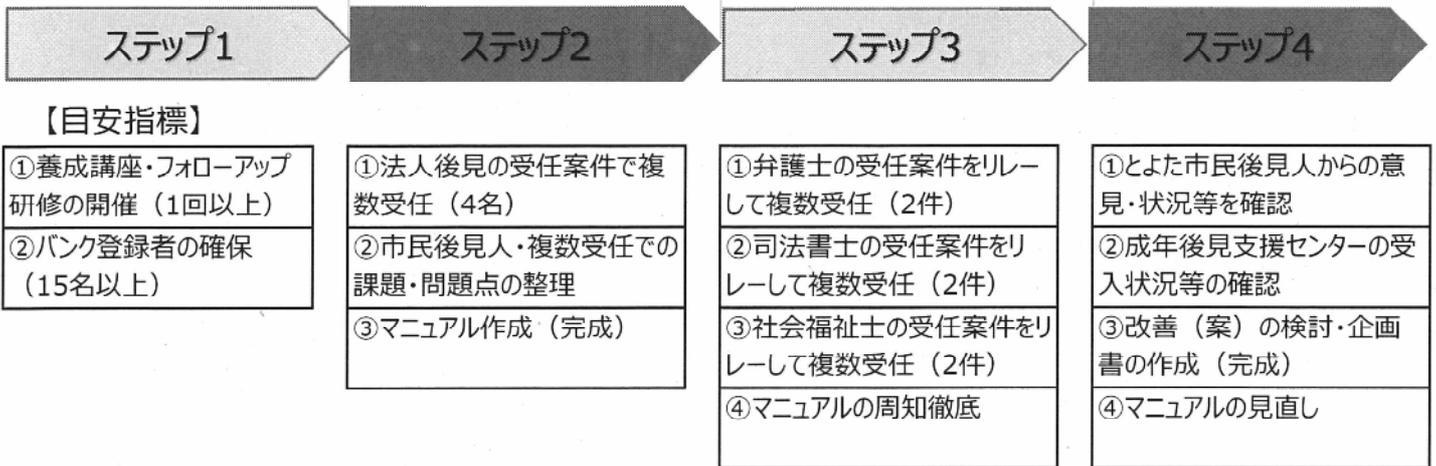
基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	意思決定支援を円滑に行 う仕組みづくりと普及・啓発 の実施	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 (市分担課) 地域包括ケア企画課	-	地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→	
				福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職		普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→		
		<p><令和2年度の取組ポイント> 市全体に意思決定支援の普及を図るため令和元年度に作成された意思決定支援ポイント集について、研修会の企画や普及啓発手法の検討に参画する。後見支援センターが中心となり行っている権利擁護活動支援においても重要となる、本ポイント集の普及啓発及び定着を目指す。</p>								
		<p><令和2年度の中間報告> 意思決定支援ワーキンググループで、意思決定支援ポイント集の改善や意思決定支援の普及について検討を行った。 今後は、「わたしのノート（エンディングノート）」をベースにした対象者別の「意思の記録ツール」の作成に向けて検討を進める。</p>								
		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	対応回数 (回)	地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充実 に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→	
	市民 専門職					エンディングノートの活用	→	→		

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	-	地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討	
				(市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防		支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画	
		<p><令和2年度の取組ポイント> 福祉総合相談課及び後見支援センターは、本人に寄り添った意思決定支援の経験や支援を通じた課題への気づきを活かし、調査や研修に関する効果的手法等の検討に参画する。また今後は先進市を参考とし、任意後見制度やエンディングノート、各種契約（委任契約や死後事務委任契約等）を活用した体制整備について検討していく想定。</p>								
		<p><令和2年度の中間報告> 今年度中に関係機関に対し、「身元保証」に関する実態を把握するためのアンケート調査を実施予定。その結果を踏まえ、課題整理を進めていく。</p>								
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実	-	全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→	
		25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討 (関係課) 定住促進課	-	定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討	
福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力					→	→			
<p><令和2年度の中間報告> 高齢者や障がい者等住宅の確保が難しく、配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的とした居住支援協議会の設立に向けて、関係団体と調整を行い準備を進めている。</p>										

とよた市民後見人の受任体制について

1 スケジュール予定

【目安時期】 令和2年4月 令和3年4月 令和4年4月（見直し）



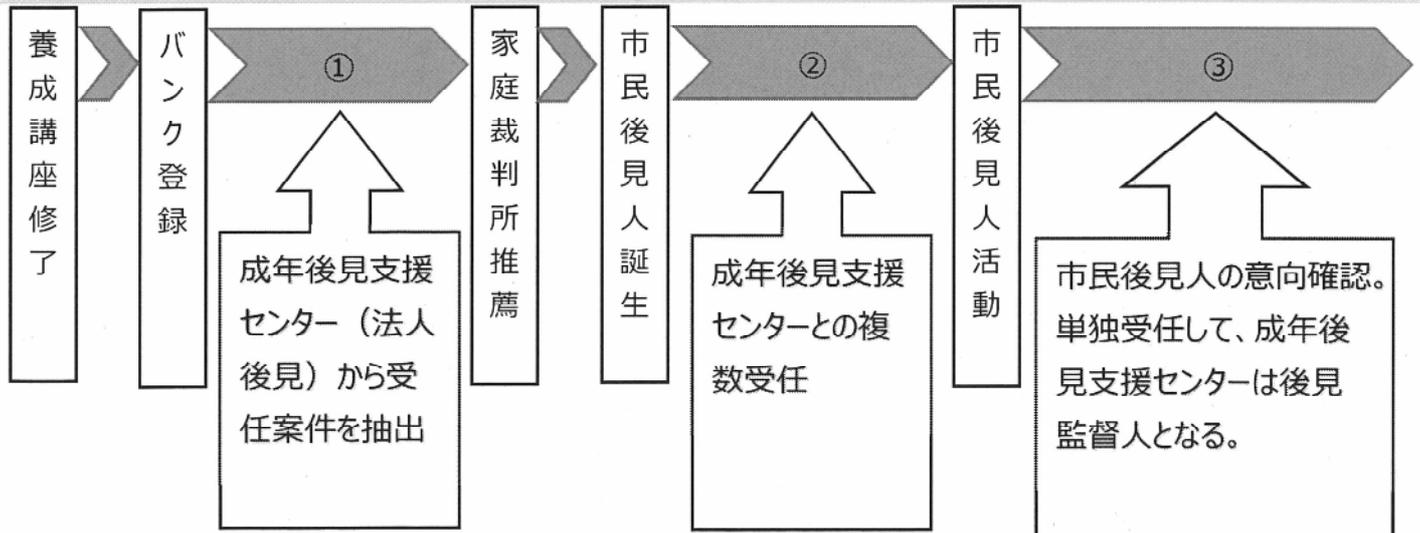
※時期は目安で、とよた市民後見人の活動状況等で変更があります。また、受任件数・受任時期等は成年後見支援センターで調整を行います。

2 【ステップ1】 とよた市民後見人の養成

- ①とよた市民後見人養成講座の開催⇒・基礎講座：6月～9月 全10日・実務講座：12月～2月 全3日（毎年開催）
- ②バンク登録・フォローアップ⇒養成講座修了生で希望者の方が登録

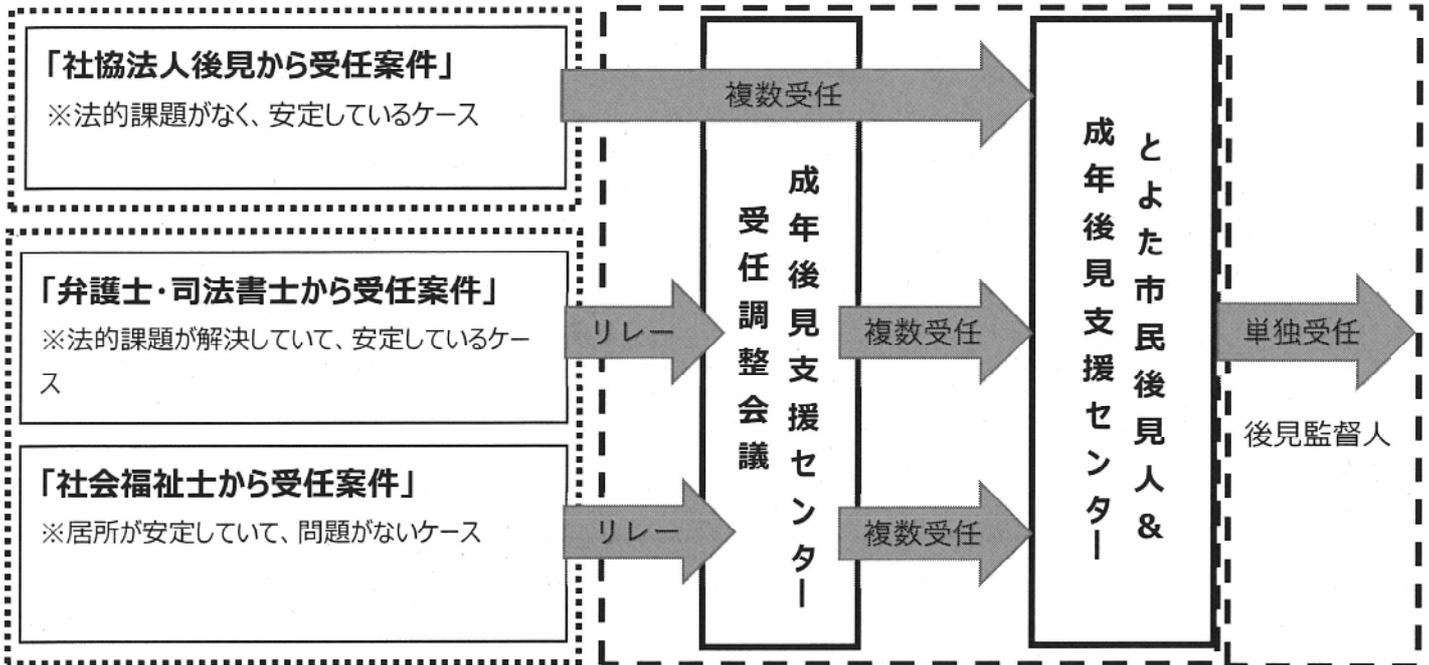
※とよた市民後見人として活動できる人材を養成できる体制を構築する。

3 【ステップ2】 とよた市民後見人の活躍



※数名の市民後見人との活動から、まずはセンター職員全員が市民後見人と協力した後見活動ができるよう、「（仮）とよた市民後見人 共働マニュアル」を作成する。

4 【ステップ3】 とよた市民後見人の受任案件の拡充（案）



※とよた市民後見人の受任案件を確保する。

5 【ステップ4】 とよた市民後見人のサポート体制の見直し

状況確認・整理を行い、成年後見支援センター以外の複数受任・後見監督人の受け入れ体制とサポート体制を充実させる。

6 協議内容

- ① 全体の流れ・内容について
- ② 「【ステップ3】とよた市民後見人の受任案件の拡充（案）」の受け入れ体制について